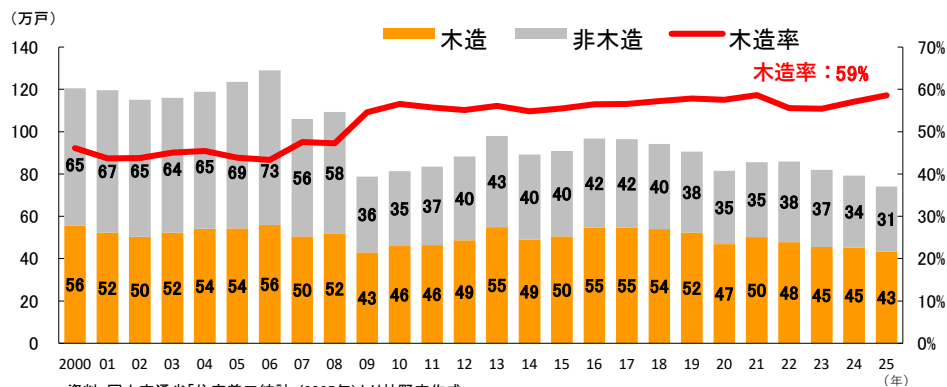


3. 木材利用の状況

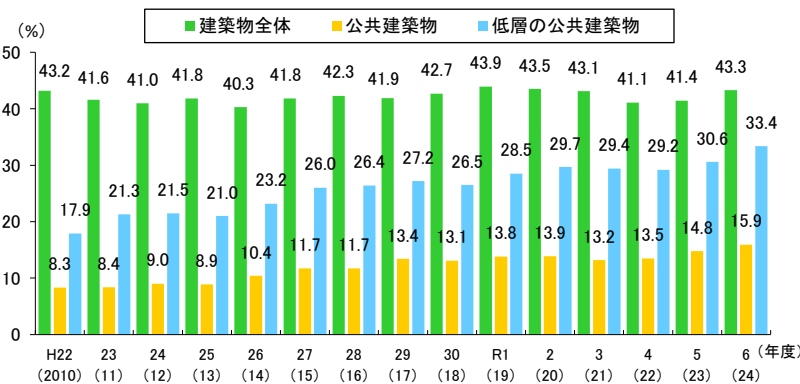
- 国内の人口減少が進み、中長期的には住宅需要の減少が見込まれる中、住宅分野における国産材利用に加えて、これまで木材があまり使われてこなかった中高層建築物や非住宅建築物などでの新たな木材需要の創出が必要。
- 平成22年に制定された公共建築物等木材利用促進法を端緒に、公共建築物での木材利用が進展。さらに、木材を活用した非住宅建築物等の事例も増加。

■ 新設住宅着工戸数の推移



資料: 国土交通省「住宅着工統計」(2025年)より林野庁作成。
注: 新設住宅着工戸数は、一戸建、長屋建、共同住宅(主にマンション、アパート等)における戸数を集計したもの

■ 建築物の木造率の推移



資料: 国土交通省「建築着工統計調査(令和6年度)」のデータを基に林野庁が試算

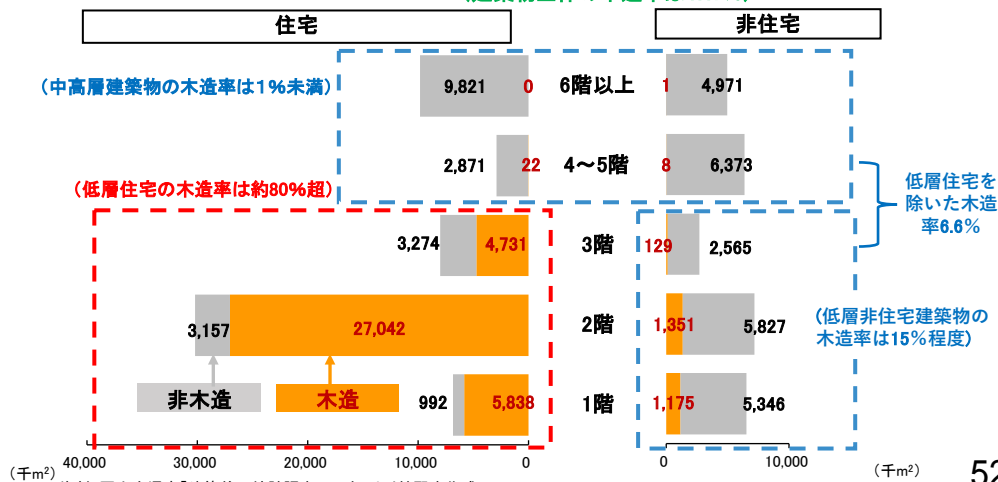
注1: 「木造」とは建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を使用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類する。

注2: 木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築及び改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)

注3: 「公共建築物」とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。

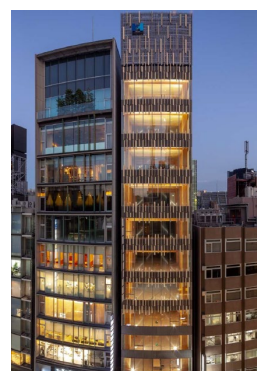
■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積

(建築物全体の木造率は47.1%)

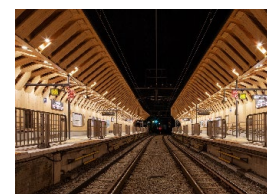


資料: 国土交通省「建築着工統計調査2025年」より林野庁作成。
注: 「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

■ 中高層建築物及び非住宅分野での木材利用事例



商業ビル(東京都中央区)
(耐火木造12階建て)



駅舎(東京都品川区)



医療施設(千葉県柏市)



校舎(千葉県流山市)

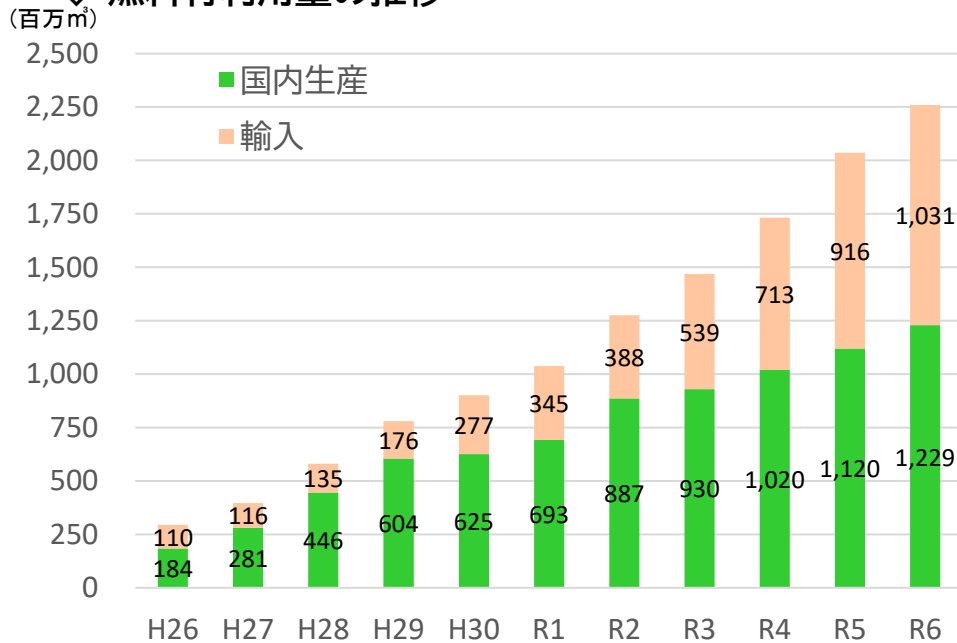


空港(沖縄県宮古島市)

4. 燃料材の需要の動向

- ❑ FIT/FIP認定を受けた木質バイオマス発電所の増加等により、燃料材の利用量は年々増加。
- ❑ 国産材供給量の約3割は燃料材。
- ❑ エネルギー効率を高める観点からは、熱利用・熱電併給を積極的に進めることが重要。

◇ 燃料材利用量の推移



注1:「燃料材」とは、木炭用材、薪用材、燃料用チップ等用材
 注2:四捨五入の関係で計が一致しないことがある
 資料:林野庁「木材需給表」

◇ 木質燃料の種類



木質チップ

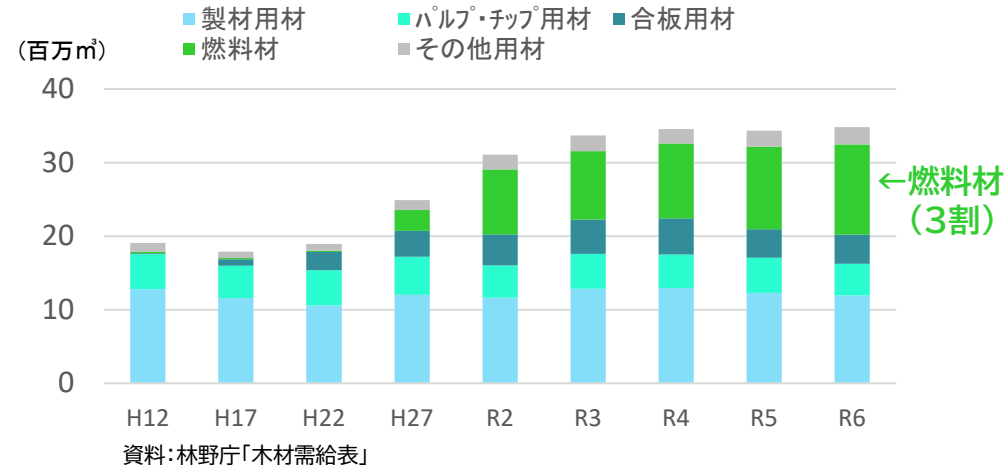


木質ペレット

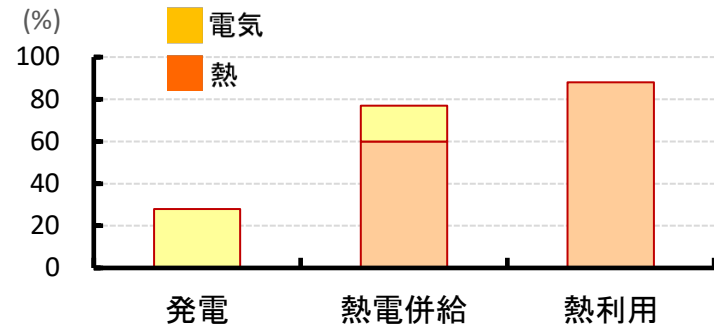


薪

◇ 国産材供給量の用途別内訳の推移



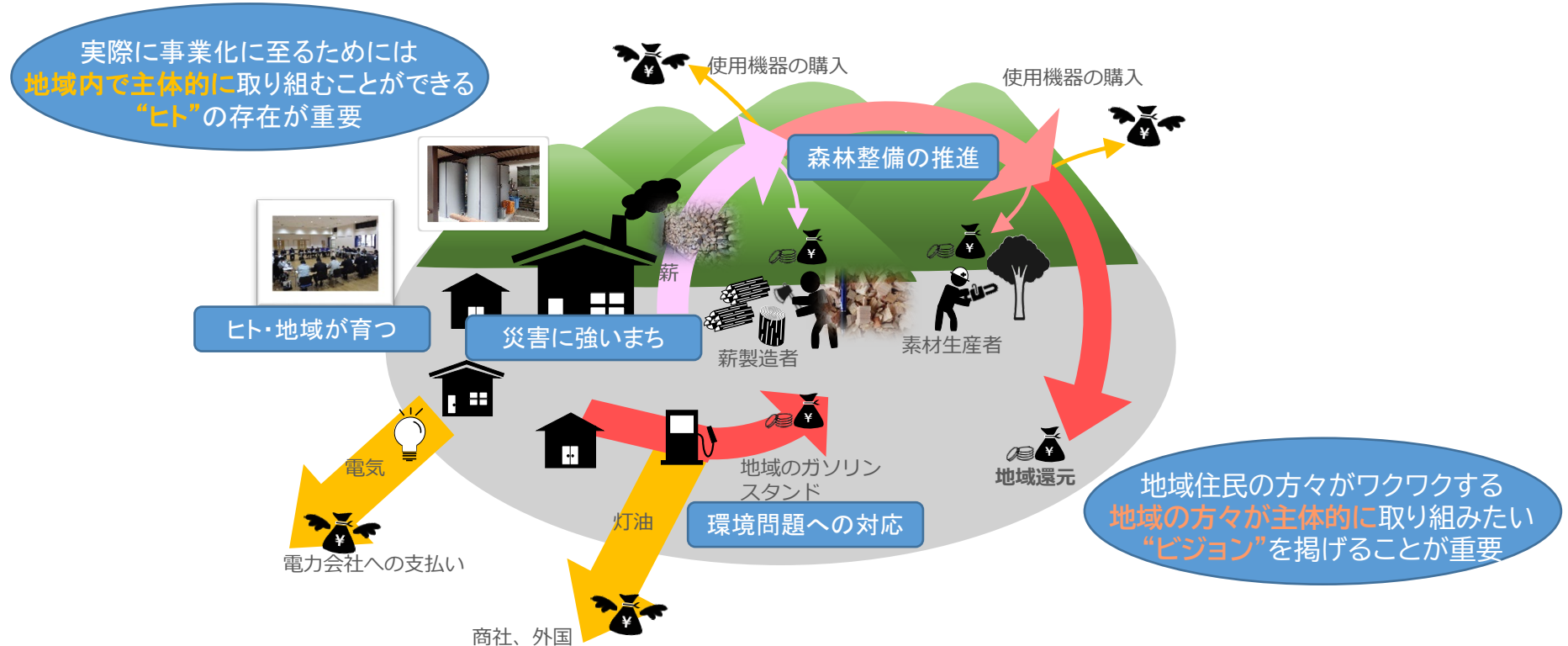
◇ 木質バイオマスのエネルギー変換効率(例)



出典:木質資源とことん活用読本 図1-6 から抜粋

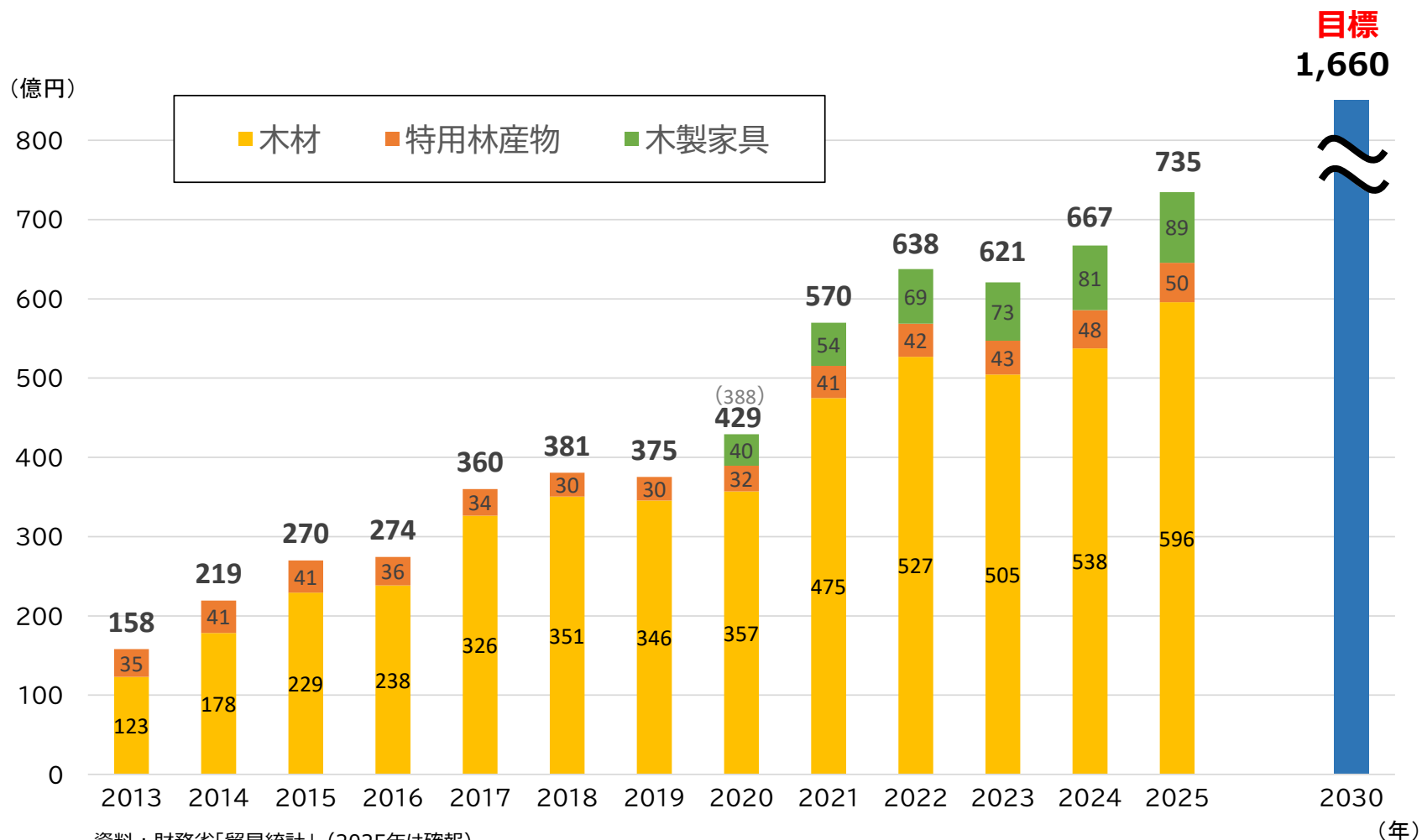
5. 「地域内エコシステム」とは

- 「地域内エコシステム」とは、集落や市町村レベルで、地域の関係者が一体となって、熱利用又は熱電併給による小規模な木質バイオマスエネルギーの利用により、森林資源を地域内で持続的に循環させる仕組み。
- この取組により、地域での森林資源を持続的に活用し、エネルギーの地産地消により域外への資金流出を防ぎ地域の活性化に貢献。



6. 林産物輸出額の推移

□ 木材、木製家具、特用林産物を合わせた2025年の林産物全体の輸出額は735億円となっている。



資料：財務省「貿易統計」（2025年は確報）

注1：特用林産物には、きのこ（はらたけ属以外）、乾しいたけ、ロジン、植物性ろう等が含まれる。なお、木質ペレット、薪、木炭は木材に含まれる。

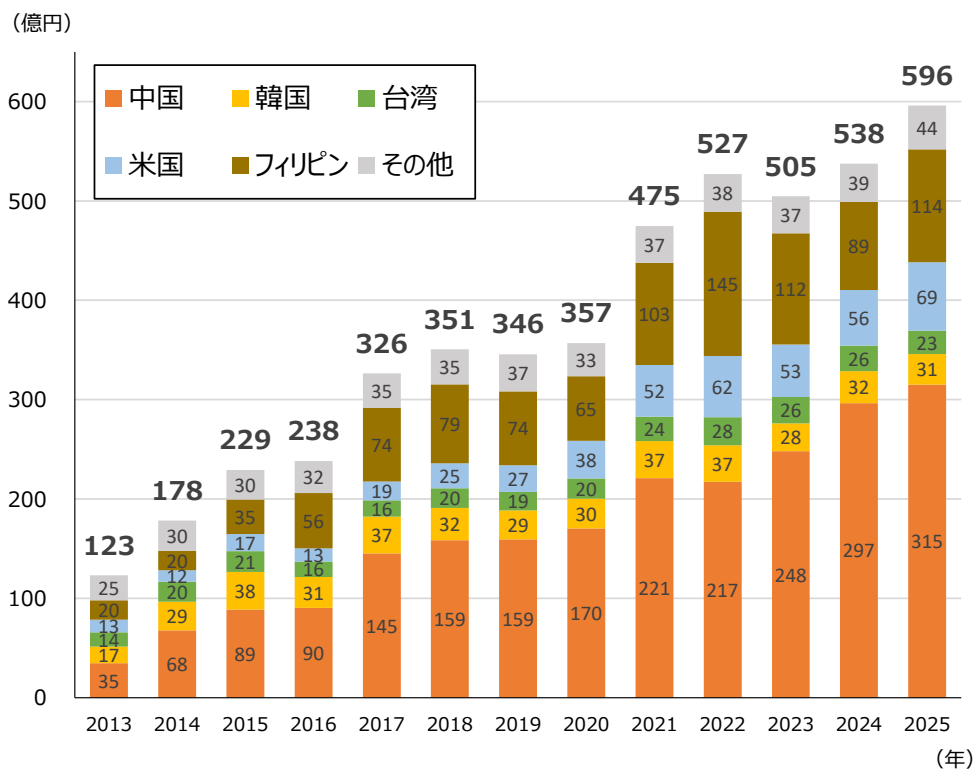
注2：2020年の（388）は品目の見直しによる追加品目（木製家具、調整・保存処理したきのこ等）を含まない数字。

注3：四捨五入により、合計が合致しない場合がある。

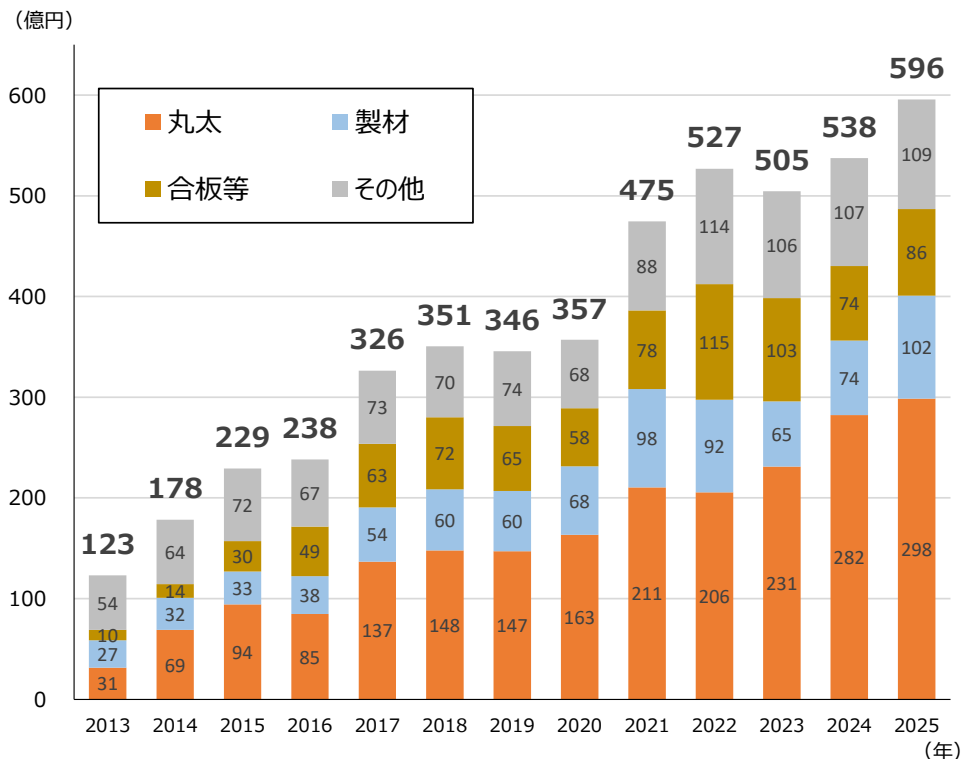
7. 木材輸出額の推移（国・地域別、品目別）

- 木材輸出額は増加傾向で推移しており、2025年は596億円（前年比111%）となった。中国向けが全体の5割強を占め、中国、フィリピン、米国、韓国、台湾の上位5か国・地域で全体の9割以上を占める。
- 品目別に見ると、約5割を丸太が占めており、以下、製材、合板等と続いている。今後、更なる輸出拡大のためには、付加価値の高い製品での輸出拡大が必要。

木材輸出額（国・地域別）



木材輸出額（品目別）



資料：財務省「貿易統計」（HSコード第44類を集計、2025年は確々報）

注：製材には改良木材を、合板等にはLVLやブロックボード等を含む

8. クリーンウッド法の概要

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

→ : 義務
 → : 努力義務

